

○在外投票について

Q 海外に住んでいる方が投票するには、どうすればよいですか？

A 外国に住んでいる人のための「在外選挙制度」があり、衆議院議員選挙及び参議院議員選挙について投票することができます。

在外投票ができるのは日本国籍を持つ18歳以上の有権者で、在外選挙人名簿に登録され在外選挙人証を持っている人です。

在外選挙人名簿への登録には、現在の住まいを管轄する在外公館（大使館・領事館）の管轄区域内に引き続き3ヶ月以上住所を有していることが必要です。登録の申請は、在外公館の領事窓口で行います。

投票は在外公館で行う「在外公館投票」、郵便等によって行う「郵便等投票」、選挙の際に一時帰国した人や、帰国後間もないため国内の選挙人名簿にまだ登録されていない人が行う「日本国内における投票」があります。

Q 日本で転出届を出していないのですが、登録申請できますか？

A 日本国外に転出する場合は、住民登録地に転出届をしなければなりません。

転出届をしていないと、まだ日本に住所があると認定され、在外選挙人名簿に登録されない場合があります。必ず転出届をしてから在外選挙人名簿の登録申請をしてください。

Q 現在すでに在外選挙人証を持っていますが、外国で引っ越した場合はどうすればよいですか？

A 外国での住所を変更した場合や婚姻などで氏名が変わった場合は、在外選挙人証記載事項変更の届けを行ってください。

申請方法は、新しい住所を管轄する在外公館にお問合せください。なお、申請には「在外選挙人証」が必要です。

Q 在外選挙人証をなくしてしまった場合は、どうすればよいですか？

A 在外選挙人証を紛失・汚損した場合は、在外選挙人証の再交付申請をしてください。申請先は、住所を管轄する在外公館です。

Q 在外公館投票はいつからできますか？

A 在外公館投票は、原則、国政選挙の公示日の翌日から選挙期日の6日前までです。

投票時間は、原則、午前9時30分から午後5時までとなっています。

Q 日本に帰国した場合はどうすればよいですか？

A 日本国内に住民登録をした場合、その届出日から4ヶ月が経過すると在外選挙人名簿から抹消されます。

「在外選挙人証」は国内の転入届から4ヶ月経過した後に、登録市区町村の選挙管理委員会へお返しく下さい(抹消または国内の選挙人名簿に登録されるまでは、在外投票できます。)

また、死亡した場合や日本国籍を喪失した場合も在外選挙人名簿から抹消されます。